

市会発議第3号

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月30日

発議者	福知山市議会議員	吉見	茂久
賛成者	福知山市議会議員	大谷	洋介
〃	〃	紀氏	百合子
〃	〃	野田	勝康
〃	〃	桐村	一彦
〃	〃	森下	賢司
〃	〃	芦田	眞弘
〃	〃	荒川	浩司

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

(別紙)

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

(福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年福知山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。